

---

# 令和4年度 第2回 函館市国民健康保険運営協議会 会議資料

---

【議題】 令和5年度国民健康保険事業の運営について

- 審議1 国民健康保険料の賦課割合の改定について
- 審議2 国民健康保険料の賦課限度額の改定について
- 審議3 出産育児一時金支給額の改定について

# 令和5年度国民健康保険事業の運営について

令和5年度国民健康保険事業の予算編成にあたっては、保険料の賦課割合の改定および賦課限度額の引上げ等を予定しており、次の1から5の内容を踏まえて行うこととする。

## 1 令和5年度の事業費納付金（仮算定）

北海道全体で必要となる保険給付費の総額から公費や他の保険者からの交付金などを控除した額が、北海道全体の保険料等で集めるべき事業費納付金の総額となるが、令和5年度の事業費納付金の総額は、国から示された仮係数をもとに北海道が試算したところ、前年度と比べて増加した。

このため、北海道から本市に示された令和5年度の事業費納付金（仮算定）は、前年度と比べ1.5%の増となったが、被保険者数の減少もあり、一人当たりの保険料については、5%程度増加する見込みである。

## 2 賦課割合について

被保険者が負担する保険料は、賦課割合や収納率、医療費水準や保健事業に要する費用などの違いにより、居住する市町村によって異なる状況にあることから、北海道では、被保険者間の負担の公平化を進めるため、令和12年度を目途に、道内のどこに住んでいても同じ保険料負担になる「保険料率の統一」を目指している。

これに向けて、本市においても、北海道が示す標準保険料率に近づけていく必要があり、賦課割合を所得割から均等割・平等割に段階的に移行させることとしている。

## 3 賦課限度額について

本市の賦課限度額については、平成26年度から国と同額としているところであるが、令和5年度税制改正大綱において、国は国民健康保険料の賦課限度額の後期高齢者支援金等賦課分を2万円引上げることを盛り込んでおり、今後、国民健康保険法施行令を改正する見込みである。

## 4 出産育児一時金支給額の見直しについて

### (1) 出産育児一時金

国民健康保険では、被保険者の出産にかかる経済的負担を軽減するため、出産育児一時金を支給しており、支給額については、函館市国民健康保険条例において、道内他都市と同様、健康保険法施行令等で規定する国の基準と同額の40万8千円と定められている。

また、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合は、函館市国民健康保険条例施行規則において1万2千円を加算することを定めており、この場合の総支給額は42万円となっている。

#### （産科医療補償制度）

産科医療補償制度は、出産時に何らかの理由で重度脳性麻痺となった子どもとその家族のための補償制度で、通常の妊娠・分娩にかかわらず脳性麻痺となった場合に、速やかに補償金を支払うものである。補償金は、一時金6百万円と20年間の分割金（合計2千4百万円）が支払われる。

また、保険料（掛金）は、一分娩あたり1万2千円で、分娩費用に含めて請求される。

【出産育児一時金の支給額（現行）】

分娩機関の産科医療 補償制度加入状況	出産育児一時金 の支給額 ①	加算額 ②	総支給額 ①+②
加入あり	408,000円	12,000円	420,000円
加入なし	408,000円	—	408,000円

(2) 支給額の見直し

国は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、全国の平均出産費用などを勘案し、令和5年4月1日から支給額を8万円引き上げ、50万円とする健康保険法施行令の改正を行う見込みである。

5 その他（法定軽減基準の見直し）

低所得者に対する国民健康保険料の法定軽減（所得に応じて、均等割と平等割の7割・5割・2割を軽減）のうち、5割および2割の軽減対象者について、国は令和5年度税制改正大綱において、軽減判定所得基準の見直しを盛り込んでいるところである。

国民健康保険法施行令が改正された場合、本市においても、令和5年度分保険料から、改正後の基準を適用することとなる。

区分	改定前（令和4年度）	改定後（令和5年度）
	世帯合計所得	世帯合計所得
7割軽減	43万円以下	43万円以下
5割軽減	43万円＋ (28.5万円×国保加入者数) 以下	43万円＋ <b>(29万円)</b> ×国保加入者数) 以下
2割軽減	43万円＋ (52万円×国保加入者数) 以下	43万円＋ <b>(53.5万円)</b> ×国保加入者数) 以下

## 1 国民健康保険料の賦課割合の改定について

## 審議内容

賦課割合について、所得割を100分の47に、均等割を100分の33にそれぞれ改定する。

## (1) 賦課割合の改定

令和5年度の賦課割合については、次のとおり改定する。

(単位：%)

区分	令和3年度 賦課割合	令和4年度 賦課割合	令和5年度 賦課割合(案)	標準保険料率の 賦課割合※
所得割	49	48	 <u>47</u>	41
均等割	31	32	 <u>33</u>	35
平等割	20	20	20	24

※ 標準保険料率は令和5年度納付金(仮係数)ベースによるものであり、今後、変更される可能性がある。

## (2) 改定後の賦課割合の適用

令和5年度保険料の賦課から適用

## 2 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

## 審議内容

賦課限度額について、国の政令改正後の額に改定する。

## (1) 賦課限度額の改定

令和5年度の賦課限度額については、次のとおり改定する。

年 度	賦課限度額※1 (基礎分・後期分・介護分の合計)		賦課限度額に該当する世帯の割合 (推計値※3)	
	国(政令)	本 市	見直し前	見直し後
令和3年度 (対前年度据置)	99万円	99万円	1.52%	1.52%
令和4年度 (改定)	102万円	102万円	1.68%	1.58%
令和5年度 (改定案)	<b>104万円</b> ※2	<b>104万円</b> ※2	1.56%	1.51%

※1 令和5年度の賦課限度額は現時点の案（本市は国の案と同額を記載）

※2 後期高齢者支援金等賦課分を2万円引上げ（本市も政令と同額に改定）

※3 各年度における国の賦課限度額検討時のもの

## (2) 改定後の賦課限度額の適用

令和5年度保険料の賦課から適用

## 3 出産育児一時金支給額の改定について

## 審議内容

出産育児一時金の支給額について、国の政令改正後の額に改定する。

## (1) 出産育児一時金の改定

出産育児一時金の支給額を国の基準額と同額とするため、次のとおり支給額を8万円引き上げ、48万8千円（産科医療補償制度に加入する分娩期間で出産した場合は50万円）に改定する。

区分		出産育児一時金の支給額 ①	加算額 ②	総支給額 ①+②
国の基準額 (健康保険法 施行令等)	現行	408,000 円	12,000 円	420,000 円
	改定後	<b>488,000 円</b> (+80,000 円)	12,000 円	<b>500,000 円</b>
本市改定(案)	現行	408,000 円	12,000 円	420,000 円
	改定後	<b>488,000 円</b> (+80,000 円)	12,000 円	<b>500,000 円</b>

※ 国の基準額（健康保険法施行令等）と同額

## (2) 改定後の出産育児一時金の適用

令和5年4月1日以降の出産から適用